

第一号議案

大分県教育委員会行政組織規則等の一部改正について

大分県教育委員会行政組織規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十一年四月十五日提出

大分県教育委員会教育長 工藤利明

大分県教育委員会行政組織規則等の一部を改正する規則

(大分県教育委員会行政組織規則の一部改正)

第一条 大分県教育委員会行政組織規則(昭和三十九年大分県教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第一章 総則(第一条―第三条)

第二章 教育庁

第一節 本庁の組織(第四条―第十二条)

第二節 教育事務所の組織(第十三条―第十六条)

第三節 職制(第十七条―第二十九条)

第三章 教育機関及び附属機関(第三十条―第三十三条)

附則

第四条の見出し中「、室」を削り、同条第二項の表以外の部分中「それぞれ」及び「又は室」を削り、同項の表中

「所又は室名」を「所名」に改め、同表の体育保健課の項を削る。

第五条第二十四号、第二十六号及び第二十九号、第八条第一号、第二号及び第七号並びに第八条の二第九号中「、所及び室」を「及び所」に改める。

第九条第一号及び第二号中「及び室」を削り、同条第四号中「、所及び室」を「及び所」

に改める。

第十一条の四第十五号を削る。

第十一条の六を削る。

第十二条（見出しを含む。）中「、所及び室」を「及び所」に改める。

第二章第三節及び第四節を削る。

第二章第五節を同章第三節とする。

第十八条の表以外の部分中「、室」を削り、同条の表中

「課、所、室又は班名」を「課、所又は班名」に改め、同表の室長の項を削

り、同表の参事の項及び参事（総括）の項中「、室」を削り、同表の室長補佐（総括）の項及び室長補佐の項を削り、同表の主幹の項、主任社会教育主事の項、社会教育主事の項、副主幹の項、主査の項、社会教育主事補の項及び専門員の項中「、室」を削る。

第二十七条中「（以下「事務職員」という。）」、「、室長補佐」及び「（以下「指導主事」という。）」を削る。

第二十八条中「、所及び室」を「及び所」に改める。

（大分県教育功労者表彰規則の一部改正）

第二条 大分県教育功労者表彰規則（昭和二十九年大分県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第四条中「、所長及び室長」を「及び所長」に改める。

（大分県教育センター管理規則の一部改正）

第三条 大分県教育センター管理規則（昭和四十五年大分県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第四条第九項中「・室」を削る。

## 附 則

この規則は、公布の日（平成三十一年四月二十六日）から施行する。

提案理由

県立武道スポーツセンターの建設工事の完了に伴い、屋内スポーツ施設建設推進室を廃止したいので提案する。

○大分県教育委員会行政組織規則（昭和三十九年大分県教育委員会規則第六号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

目次

第一章 総則（第一条—第三条）

第二章 教育庁

第一節 本庁の組織（第四条—第十二条）

第二節 教育事務所の組織（第十三条—第十六条）

第三節 職制（第十七条—第二十九条）

第三章 教育機関及び附属機関（第三十条—第三十三条）

附則

第一条—第三条（略）

第二章 教育庁

第一節 本庁の組織

（課、所）又は班の設置及び名称

第四条（略）

2 前項に定めるもののほか、次の表の上欄に掲げる課に、欄に掲げる所を置き、所の事務を分掌させるため、下欄に掲げる班を置く。

課名	所名	班の名称
義務教育課	幼児教育センター	
(削る)	(削る)	

（教育改革・企画課の分掌事務）  
 第五条 教育改革・企画課においては、次の事務をつかさどる。

一—二十三（略）

二十四 本庁の課及び所、教育事務所並びに教育機関の事務の連絡調整に関すること。

目次

第一章 総則（第一条—第三条）

第二章 教育庁

第一節 本庁の組織（第四条—第十二条）

第二節 教育事務所の組織（第十三条—第十六条）

第三節 埋蔵文化財センターの組織（第十六条の二—第十六条の四）

第四節 削除

第五節 職制（第十七条—第二十九条）

第三章 教育機関及び附属機関（第三十条—第三十三条）

附則

第一条—第三条（略）

第二章 教育庁

第一節 本庁の組織

（課、所、室又は班の設置及び名称）

第四条（略）

2 前項に定めるもののほか、次の表の上欄に掲げる課に、それぞれ中欄に掲げる所又は室を置き、所又は室の事務を分掌させるため、それぞれ下欄に掲げる班を置く。

課名	所又は室名	班の名称
義務教育課	幼児教育センター	
体育保健課	屋内スポーツ施設建設推進室	

（教育改革・企画課の分掌事務）  
 第五条 教育改革・企画課においては、次の事務をつかさどる。

一—二十三（略）

二十四 本庁の課、所及び室、教育事務所並びに教育機関の事務の連絡調整に関すること。

- 二十五 (略)
- 二十六 本庁の課及び所の総務系事務に関すること(総務事務セ  
ンター(大分県行政組織規則(昭和三十一年大分県規則第十号)第  
三条第一項に規定する総務事務センターをいう。以下同じ。))の所  
掌に係る事項を除く。)
- 二十七・二十八 (略)
- 二十九 その他他の課及び所の所掌に属しないこと。

第五条の二(第七条の二) (略)

第八条(義務教育課の分掌事務)

- 一 市町村立学校の教育課程、学習指導、進路指導その他の学校教育  
(他の課及び所の所掌に属するものを除く。)に関すること。
- 二 市町村立学校の学校教育に係る指導及び助言(他の課及び所  
の所掌に属するものを除く。)に関すること。
- 三(略)
- 七 市町村立学校教職員の研修(他の課及び所の所掌に属するも  
のを除く。)に関すること。
- 八(略)

第八条の二(特別支援教育課の分掌事務)

- 一(略)
- 九 特別支援教育に係る研修(他の課及び所の所掌に属するもの  
を除く。)に関すること。

第九条(高校教育課の分掌事務)

- 一 県立高等学校及び県立中学校の教育課程、学習指導、進路指導そ  
の他の学校教育(他の課の所掌に属するものを除く。)に関  
すること。
- 二 県立高等学校及び県立中学校の学校教育に係る指導及び助言(他  
の課の所掌に属するものを除く。)に関すること。
- 三(略)
- 四 県立学校教職員の研修(他の課及び所の所掌に属するものを  
除く。)に関すること。
- 五(略)

第十条(第十一条の三) (略)

- 二十五 (略)
- 二十六 本庁の課、所及び室の総務系事務に関すること(総務事務セ  
ンター(大分県行政組織規則(昭和三十一年大分県規則第十号)第  
三条第一項に規定する総務事務センターをいう。以下同じ。))の所  
掌に係る事項を除く。)
- 二十七・二十八 (略)
- 二十九 その他他の課、所及び室の所掌に属しないこと。

第五条の二(第七条の二) (略)

第八条(義務教育課の分掌事務)

- 一 市町村立学校の教育課程、学習指導、進路指導その他の学校教育  
(他の課、所及び室の所掌に属するものを除く。)に関すること。
- 二 市町村立学校の学校教育に係る指導及び助言(他の課、所及び室  
の所掌に属するものを除く。)に関すること。
- 三(略)
- 七 市町村立学校教職員の研修(他の課、所及び室の所掌に属するも  
のを除く。)に関すること。
- 八(略)

第八条の二(特別支援教育課の分掌事務)

- 一(略)
- 九 特別支援教育に係る研修(他の課、所及び室の所掌に属するもの  
を除く。)に関すること。

第九条(高校教育課の分掌事務)

- 一 県立高等学校及び県立中学校の教育課程、学習指導、進路指導そ  
の他の学校教育(他の課及び室の所掌に属するものを除く。)に関  
すること。
- 二 県立高等学校及び県立中学校の学校教育に係る指導及び助言(他  
の課及び室の所掌に属するものを除く。)に関すること。
- 三(略)
- 四 県立学校教職員の研修(他の課、所及び室の所掌に属するものを  
除く。)に関すること。
- 五(略)

第十条(第十一条の三) (略)

(体育保健課の分掌事務)  
 第十一条の四 体育保健課においては、次の事務をつかさどる。

一 一〇四 (略)  
 (削る)

第十一条の五 (略)

(削る)

(各課及び所の共通事務)  
 第十二条 第四条に掲げる課及び所においては、第五条から前条までに定めるもののほか、当該課及び所の所掌事務に関し、それぞれ次の事務をつかさどる。  
 一・二 (略)

第二節 教育事務所の組織

第十三条 第十六条 (略)

(削る)

(削る)

第三節 職制

第十七条 第十七条の四 (略)

(課長等)

第十八条 次の表の上欄に掲げる職を、それぞれ中欄に掲げる本庁の課、所又は班に置き、その職務はそれぞれ下欄に掲げるとおりとする。

(体育保健課の分掌事務)  
 第十一条の四 体育保健課においては、次の事務をつかさどる。

一 一〇四 (略)  
 (略)

十五 屋内スポーツ施設建設推進室の庶務(教育改革・企画課の所掌に属する総務系事務を除く。)に関する事。

第十一条の五 (略)

(屋内スポーツ施設建設推進室の分掌事務)

第十一条の六 屋内スポーツ施設建設推進室においては、次の事務をつかさどる。

一 屋内スポーツ施設の建設工事に関する事。

二 屋内スポーツ施設の建設に必要な企画、調査及び関係機関との連絡調整に関する事。

(各課、所及び室の共通事務)  
 第十二条 第四条に掲げる課、所及び室においては、第五条から前条までに定めるもののほか、当該課、所及び室の所掌事務に関し、それぞれ次の事務をつかさどる。  
 一・二 (略)

第二節 教育事務所の組織

第十三条 第十六条 (略)

第三節 削除

第十六条の二から第一六条の四まで 削除

第四節 削除

第十六条の五及び第十六条の六 削除

第五節 職制

第十七条 第十七条の四 (略)

(課長等)

第十八条 次の表の上欄に掲げる職を、それぞれ中欄に掲げる本庁の課、所、室又は班に置き、その職務はそれぞれ下欄に掲げるとおりとする。

(略)	主幹	(主) 幹	(削る)	(削る)	(略)	(参) 事	参事	(略)	(削る)	所長	課長	職名
(略)	班所、必要な課、又は	(略)	(削る)	(削る)	(略)	必要な班	班所、必要な課、又は	(略)	(削る)	(略)	(略)	班名、所又は
(略)	は上司の命を受け、課、所、又は班の事務を処理する。	(略)	(削る)	(削る)	(略)	上司の命を受け、課、又は班の事務を処理するとともに、班の事務を総括、調整する。	上司の命を受け、特定の事務を処理し、又は課、所、若しくは班の事務を処理する。	(略)	(削る)	(略)	(略)	職務

(略)	主幹	(主) 幹	室長補佐	(参) 室長補佐	(略)	(参) 事	参事	(略)	室長	所長	課長	職名
(略)	班所、必要な課、又は室又は	(略)	は必要な室又は班	必要な班	(略)	必要な班	班所、必要な課、又は室又は	(略)	第四條第二項の各室	(略)	(略)	課、所、室又は班名
(略)	は上司の命を受け、課、所、室又は班の事務を処理する。	(略)	上司の命を受け、室又は班の事務を処理する。	上司の命を受け、班の事務を処理するとともに、班の事務を総括、調整する。	(略)	上司の命を受け、課、室又は班の事務を処理するとともに、班の事務を総括、調整する。	上司の命を受け、特定の事務を処理し、又は課、所、室若しくは班の事務を処理する。	(略)	上司の命を受け、室の事務を掌理する。	(略)	(略)	職務

主任社会教育主事	社会教育主事 (総括)	社会教育主事	(略)	副主幹	主査 (総括)	主査	社会教育主事補	主任学芸員	専門員
必要な課、又は	(略)	必要な課、又は	(略)	必要な課、又は	(略)	必要な課、又は	必要な課、又は	(略)	必要な課、又は
上司の命を受け、社会教育に関する特定の事務を処理する。	(略)	上司の命を受け、社会教育に関する特定の事務を処理する。	(略)	上司の命を受け、課、所、又は	上司の命を受け、課、所、又は	上司の命を受け、課、所、又は	上司の命を受け、社会教育に関する事務に従事する。	(略)	上司の命を受け、課、所、又は

第十九条、第二十六条の二 (略)

第二十七条から第十八条まで、第二十一条から第二十四条まで並びに第二十六条第一号及び第二号に規定する職は、法第八条第一項に規定する事務職員

主任社会教育主事	社会教育主事 (総括)	社会教育主事	(略)	副主幹	主査 (総括)	主査	社会教育主事補	主任学芸員	専門員
必要な課、室、又は	(略)	必要な課、室、又は	(略)	必要な課、室、又は	(略)	必要な課、室、又は	必要な課、室、又は	(略)	必要な課、室、又は
上司の命を受け、社会教育に関する特定の事務を処理する。	(略)	上司の命を受け、社会教育に関する特定の事務を処理する。	(略)	上司の命を受け、課、所、室、又は	上司の命を受け、課、所、室、又は	上司の命を受け、課、所、室、又は	上司の命を受け、社会教育に関する事務に従事する。	(略)	上司の命を受け、課、所、室、又は

第十九条、第二十六条の二 (略)

第二十七条から第十八条まで、第二十一条から第二十四条まで並びに第二十六条第一号及び第二号に規定する職は、法第八条第一項に規定する事務職員(以下「事務職員」という。)をもつ



<p>て充てる。ただし、第十八条に規定する参事、課長補佐、主幹及び副主幹、第二十二條に規定する職（教育長が指定する次長に限る。）、第二十三條に規定する職並びに第二十四條に規定する主幹（教育事務所に限る。）にあつては法第十八條第一項に規定する指導主事（以下「指導主事」という。）、第十八條に規定する参事、主幹、副主幹及び主査並びに第二十六條第一項第一号に規定する職にあつては法第十八條第一項に規定する技術職員（以下「技術職員」という。）をもつて充てることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(職員数) 第二十八條 本庁の課及び所並びに教育事務所の職員数は、教育長が定める。</p> <p>第二十九條〜第三十三條 (略)</p>	<p>て充てる。ただし、第十八條に規定する参事、課長補佐、室長補佐、主幹及び副主幹、第二十二條に規定する職（教育長が指定する次長に限る。）、第二十三條に規定する職並びに第二十四條に規定する主幹（教育事務所に限る。）にあつては法第十八條第一項に規定する指導主事（以下「指導主事」という。）、第十八條に規定する参事、主幹、副主幹及び主査並びに第二十六條第一項第一号に規定する職にあつては法第十八條第一項に規定する技術職員（以下「技術職員」という。）をもつて充てることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(職員数) 第二十八條 本庁の課、所及び室並びに教育事務所の職員数は、教育長が定める。</p> <p>第二十九條〜第三十三條 (略)</p>
--	---

○大分県教育功労者表彰規則（昭和二十九年大分県教育委員会規則第九号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>第一条〜第三条（略）</p> <p>第四条 市町村教育委員会、本庁の各課長及び所長、各教育事務所長並びに県立学校長は、第一条に該当するものがある と認めたときは左の事項を調査し、県教育委員会に具申するものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>第五条（略）</p>	<p>第一条〜第三条（略）</p> <p>第四条 市町村教育委員会、本庁の各課長、<u>所長及び室長</u>、各教育事務所長並びに県立学校長は、第一条に該当するものがある と認めたときは左の事項を調査し、県教育委員会に具申するものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>第五条（略）</p>	<p>第一条〜第三条（略）</p> <p>第四条 市町村教育委員会、本庁の各課長、<u>所長及び室長</u>、各教育事務所長並びに県立学校長は、第一条に該当するものがある と認めたときは左の事項を調査し、県教育委員会に具申するものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>第五条（略）</p>	<p>第一条〜第三条（略）</p> <p>第四条 市町村教育委員会、本庁の各課長、<u>所長及び室長</u>、各教育事務所長並びに県立学校長は、第一条に該当するものがある と認めたときは左の事項を調査し、県教育委員会に具申するものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>第五条（略）</p>

○大分県教育センター管理規則（昭和四十五年大分県教育委員会規則第一号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第一条～第三条（略）</p> <p>（職員の職）</p> <p>第四条 教育センターの職員の職として、次の職を置く。</p> <p>一～十八（略）</p> <p>2～8（略）</p> <p>9 指導主事は、上司の命を受け、教育に関する調査、研究、研修及び教育庁の関係各課・所、教育事務所等との連絡調整等に関する事務を処理する。</p> <p>10～19（略）</p> <p>第五条～第七条（略）</p>	<p>第一条～第三条（略）</p> <p>（職員の職）</p> <p>第四条 教育センターの職員の職として、次の職を置く。</p> <p>一～十八（略）</p> <p>2～8（略）</p> <p>9 指導主事は、上司の命を受け、教育に関する調査、研究、研修及び教育庁の関係各課・所・室、教育事務所等との連絡調整等に関する事務を処理する。</p> <p>10～19（略）</p> <p>第五条～第七条（略）</p>

# 大分県教育委員会行政組織規則等の一部改正について

## 1 改正理由

県立武道スポーツセンターの建設工事の完了に伴い「屋内スポーツ施設建設推進室」を廃止するため、組織改正に必要な規則改正を行うもの

## 2 主な改正内容

### (1) 大分県教育委員会行政組織規則の一部改正

県立武道スポーツセンターの建設工事の完了に伴い「屋内スポーツ施設建設推進室」を廃止する。あわせて、教育庁の本庁組織から「室」を削除する。

(第4条、第5条、第8条、第8条の2、第9条、第11条の4、第11条の6、第12条、第18条、第27条、第28条関係)

その他規定の整備(目次、第2章第3節～第5節関係)

### (2) 大分県教育功労者表彰規則の一部改正

「屋内スポーツ施設建設推進室」の廃止(上記(1))に伴い、教育功労者の推薦者から屋内スポーツ施設建設推進室長を除く。

(第4条関係)

### (3) 大分県教育センター管理規則の一部改正

「屋内スポーツ施設建設推進室」の廃止(上記(1))に伴い、教育センター指導主事の連絡調整業務の対象となる所属から屋内スポーツ施設建設推進室を除く。

(第4条関係)

## 3 施行期日

公布の日(平成31年4月26日)

## 平成31年4月26日 大分県教育委員会の組織改正

### 《本 庁》

#### 「屋内スポーツ施設建設推進室」の廃止

- ◆ 県立武道スポーツセンターの建設工事の完了に伴い、「屋内スポーツ施設建設推進室」を廃止する。  
 なお、県立武道スポーツセンターに関する事務は、体育保健課が所掌する。

現行	改正案
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; text-align: center;">体育保健課</div> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px; text-align: center;">課長</div> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">           管理予算班            学校保健・食育班            学校体育班            生涯スポーツ班            競技力向上対策班         </div> </div> <div style="margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; background-color: yellow; padding: 2px; display: inline-block; margin-right: 10px;">屋内スポーツ施設建設推進室</div> <div style="border: 1px solid black; background-color: yellow; padding: 2px; display: inline-block; margin-right: 10px;">室長</div> <div style="border: 1px solid black; background-color: yellow; padding: 2px; display: inline-block;">室員</div> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; text-align: center;">体育保健課</div> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px; text-align: center;">課長</div> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">           管理予算班            学校保健・食育班            学校体育班            生涯スポーツ班            競技力向上対策班         </div> </div> <div style="margin-top: 10px; text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; background-color: yellow; padding: 2px; display: inline-block; margin-right: 10px;">廃止</div> </div>

## 平成31年4月26日 教育庁組織(本庁)の改正

## 平成31年4月1日 教育庁

## 教育改革・企画課

総務班	改革企画班
広報・調整班	法務班
経理班	

## 教育人事課

企画・研修班	教育庁人事班
小中学校人事班	県立学校人事班
採用試験・免許班	給与制度班
給与管理班	

## 教育財務課

企画・予算班	学校運営支援班
情報化推進班	施設管理班

## 福利課

管理予算班	健康支援班
-------	-------

## 学校安全・安心支援課

安全・安心企画班
いじめ・不登校対策班
学校防災・安全班

## 義務教育課

管理予算班	義務教育指導班
幼児教育推進班	学力向上支援班

## 幼児教育センター

## 特別支援教育課

企画・整備班	指導班
--------	-----

## 高校教育課

管理予算班	高校教育指導班
産業教育指導班	高校改革推進班
グローバル人材育成推進班	

## 社会教育課

管理予算班	生涯学習推進班
社会教育班	

## 人権・同和教育課

管理予算班	人権教育推進班
-------	---------

## 文化課

教育文化班	文化財班
-------	------

## 体育保健課

管理予算班	学校保健・食育班
学校体育班	生涯スポーツ班
競技力向上対策班	

## 屋内スポーツ施設建設推進室

14課所室(12課1所1室)

## 平成31年4月26日 教育庁

## 教育改革・企画課

総務班	改革企画班
広報・調整班	法務班
経理班	

## 教育人事課

企画・研修班	教育庁人事班
小中学校人事班	県立学校人事班
採用試験・免許班	給与制度班
給与管理班	

## 教育財務課

企画・予算班	学校運営支援班
情報化推進班	施設管理班

## 福利課

管理予算班	健康支援班
-------	-------

## 学校安全・安心支援課

安全・安心企画班
いじめ・不登校対策班
学校防災・安全班

## 義務教育課

管理予算班	義務教育指導班
幼児教育推進班	学力向上支援班

## 幼児教育センター

## 特別支援教育課

企画・整備班	指導班
--------	-----

## 高校教育課

管理予算班	高校教育指導班
産業教育指導班	高校改革推進班
グローバル人材育成推進班	

## 社会教育課

管理予算班	生涯学習推進班
社会教育班	

## 人権・同和教育課

管理予算班	人権教育推進班
-------	---------

## 文化課

教育文化班	文化財班
-------	------

## 体育保健課

管理予算班	学校保健・食育班
学校体育班	生涯スポーツ班
競技力向上対策班	

廃止

13課所(12課1所)

※地方機関及び教育機関(学校を除く)の組織構成の変更はなし